

令和8年3月17日

一般の中小企業退職金共済制度における
退職金額の水準の検討について

労働政策審議会
勤労者生活分科会
中小企業退職金共済部会

一般の中小企業退職金共済制度（以下「一般中退」という。）に関し、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号。以下「法」という。）第10条第4項に基づき取りまとめた当部会の意見は下記のとおりである。

なお、制度の魅力向上のため、次回の法第85条に基づく検討（財政検証）では、今回の付加退職金の取扱いの見直しの効果を見極めた上で、引き続き一般中退の財政の安定性に留意しつつ、予定運用利回り及び付加退職金制度について検討を行うことが適当である。

記

- 1 一般中退は、単独では退職金制度を設けることが困難な中小企業のための簡便で加入が容易な社外積立型の退職金共済制度であり、制度創設以来、多くの中小企業に活用され、その従業員に退職金を支給してきた。

このような性格を有する一般中退は、中小企業に退職金制度を確保するための中心的で重要な制度であり、今後とも、長期的に安定した制度として維持されていくとともに、制度の魅力を高めていくことが必要である。

- 2 一般中退における当面の付加退職金の取扱いに関する当部会の基本的な考え方は、次のとおりである。

・ 以下の①及び②の状況を踏まえ、現在の金融情勢の変化に対応し、制度の魅力向上を図る観点から、一般中退の財政の安定性を損なわない範囲で、運用収入等の状況に応じてより弾力的に付加退職金を支給する取扱いに見直すことが適当である。

- ① 制度の安定のためには、保有する資産が有するリスクに見合った水準の剰余金（以下「剰余金の目標水準」という。）を確保

することが必要となるが、現在、剰余金の目標水準(5,400億円)を確保している。

- ② 国内債券の利回りが現行の予定運用利回り1%を上回るなど、金融情勢の変化が一般中退の財政の安定に寄与している。

3 具体的には、当面、一般中退における剰余金の積立て及び付加退職金の支払いについては、以下のとおりとすることが適当である。

- (1) 剰余金の目標水準は、5,400億円とする。
- (2) 前々年度の決算における累積剰余金の額の5,400億円に対する不足額(累積剰余金が5,400億円を超過している場合は0とする。)を、各年度の前年度から2027(令和9)年度までの残存年数(例:2023(令和5)年度の付加退職金の場合は「5」、2024(令和6)年度の付加退職金の場合は「4」)で除した値を各年度における目標額(以下「単年度目標額」という。)とする。
- (3) 利益の見込額が単年度目標額以下であるときは、全て剰余金として積み立てる。
- (4) 利益の見込額が単年度目標額を上回りその2倍に相当する額以下であるときは、当該利益の見込額のうち単年度目標額に相当する額を控除しこれを剰余金として積み立て、残額を付加退職金に充てる。ただし、当該付加退職金に充てる額が、前々年度の決算における累積剰余金の額に現行の予定運用利回りである0.01を乗じた額を超える場合は、その超えた分は剰余金として積み立てる。
- (5) 利益の見込額が単年度目標額の2倍に相当する額を上回るときは、当該利益の見込額の2分の1に相当する額を剰余金として積み立て、残りの2分の1に相当する額を付加退職金に充てる。ただし、当該付加退職金に充てる額が、前々年度の決算における累積剰余金の額に現行の予定運用利回りである0.01を乗じた額を超える場合は、その超えた分は剰余金として積み立てる。
- (6) (5)のただし書の規定は、前々年度の決算における累積剰余金が5,400億円以上の場合は適用しない。